

危険物新聞

昭和63年度 第1回危険物取扱者試験

6月12日と19日府大で

昭和63年度第1回危険物取扱者試験は、6月12日(日)及び19日(日)の2日間、大阪府立大学で次により実施される。

| | |
|----------|--------------------------------------|
| ▷ 試験日 | 6月12日(日) |
| 及び種別 | 乙種4類···午前、午後 甲種、4類以外の乙種···午後 |
| | 6月19日(日) |
| | 丙種···午前、午後 |
| ▷ 試験場 | 大阪府立大学(大阪府堺市) |
| ▷ 願書受付日 | 5月9日(月)、10日(火) 10時~12時、13時~16時30分 |
| ▷ 願書受付場所 | 大阪府職員会館 |

講習受付は4月22日から

受験準備講習会は、甲種、乙種1~6類及び丙種について、大阪、堺、茨木、豊中会場で、別載(8面)のとおりである。

特に、甲種及び4類以外の乙種の講習については、第2回試験に際しては行なわないので、注意されたい。

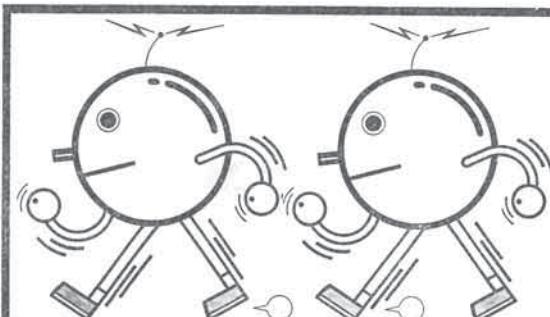
日曜・夜間コースの電話受付はじまる

日曜コース(100名)・夜間コース(70名)については、定員が少ない関係上、いつもの様に電話予約による受付をしている。希望者は電話(06-531-9717)で予約されたい。満席になり次第締め切ります。

63年度の試験と講習の予定

| | (試験) | (講習) |
|-----|---------------------|-----------------------|
| 第2回 | 10月上旬(工大) 甲、乙、丙種 | 9月中、下旬 乙種4類、丙種 |
| 第3回 | 12月上旬(府大) 甲、乙、丙種 | 11月中旬~12月上旬 甲、乙、丙種 |
| 第4回 | 2月中旬(府大) 甲、乙、丙種 | 1月中、下旬 乙種4類、丙種 |

㊟ 第2回及び第4回については、試験は全種類について実施されるが、講習は乙種4類と丙種のみしか行ないませんのでご注意されたい。



ハイテクテク。

常に防災の歴史とともに歩みつづけ
さらに未来に向ってハイテク防災空間を拓げつつあるヤマト。
防災のトータルプランナーとして、確実に前進を続けています。

消火装置 消火器 警報装置 避難設備 各種防災機器

・防災のトータルプランナー

YAMATO

ヤマト消防器株式会社

SINCE 1918

■本社 〒537 大阪市東成区深江北1-7-11 TEL.(06)976-0701㈹

■東京本社 〒108 東京都港区白金台5-17-2 TEL.(03)446-7151㈹

地下タンク等定期点検制度

点検従事者講習、業者認定

地下タンク、地下埋没配管の定期点検については、消防庁通達により現在実施されているが、より確実に、適正に点検業務を推進していくため、消防庁の指導により、全国危険物安全協会連合会が地下タンク等定期点検制度を実施することとなり、先般消防庁危険物規制課より通達された。

この制度の概要は、4月1日に設立が予定されている財団法人全国危険物安全協会が実施するもので、

- ① 点検従事者の技術講習
 - ② 点検事業者の認定
 - ③ 点検ラベルの表示
- が主な内容である。

〈通達〉 消防危第21号(63.2.23)

「地下タンク等定期点検実施制度の発足について」

地下タンク等の定期点検については、「地下タンク及び地下埋設配管の定期点検の指導指針について」(昭和62年3月31日消防危第23号通知)により、点検実施方法、定期点検実施時期について整備を行い、また、給油取扱所の業務範囲の拡大に係る政省令の改正時には、「給油取扱所の技術上の基準等に係る運用上の指針について」(昭和62年4月28日消防危第38号通知)により定期点検の適正かつ確実な実施について指導をお願いしたところである。

地下タンク等を有する危険物施設の定期点検をより一層適正に推進して行くためには、確実に維持管理された点検

資機材及び点検技術を有する点検従事者が必要であり、また、点検実施時における事故防止のため安全対策の徹底を図る必要がある。

このような状況を踏まえ、地下タンク等を有する危険物施設を所有する事業者による自主的な安全を図ることを目的とした全国的な団体である全国危険物安全協会連合会(以下「全危連」という。)においては、地下タンク等の定期点検を適正かつ円滑に推進する方策について検討を進め、先般これに基づき別紙のとおり点検従事者に対する技術講習、点検を業とする者に対する点検事業者認定及び点検実施施設に対する点検済みの表示の実施を基本的な柱とする地下タンク等の定期点検実施に係る諸制度を発足させることとしている。

また、全危連は、概ね本年4月1日に改組され、新たに財団法人全国危険物安全協会(仮称。以下「全危協」という。)が設立される予定であり、全危協による当制度の実施は、地下タンク等を有する危険物施設の維持管理の徹底と点検事業者の資質の向上に大きく寄与し、危険物施設の自主保安の確立に大きく貢献するものと考えられる。

全危協の設立準備室では、地下タンク等の定期点検実施に係る諸制度の実施に向けて現在準備を進めているところであるが、この制度の実施にあたっては、貴都道府県をはじめとして、各都道府県の危険物安全協会連合会、各市町村消防機関等の密接な協力のもとに進める必要があり、よろしく御配意願いたい。

〈別紙〉

地下タンク等定期点検実施制度の概要について

1 内容

危険物施設の地下タンク及び地下配管(以下「地下タンク等」という。)の維持管理の徹底並びに地下タンク等の点検を業とする者等の資質の向上を図るため財団法

空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計
遠隔式警報ユニット液面計
各種液体タンク用液面計
フローツイッチ・微圧スイッチ
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全
ローコストを追求する

GIKEN

TEL 06(358)9467(代表)

 株式会社技研

〒530 大阪市北区天満4丁目11番8号 工技研ビル ☎358-9467~8

人全国危険物安全協会（仮称。以下「全危協」という。）で、各都道府県危険物安全協会連合会（以下「県危連」という。）の協力を得て次に定める事項を基本的な柱とする地下タンク等定期点検実施制度を本年4月1日から実施する。

（1）点検従事者に対する技術講習

危険物施設の地下タンク等の点検に従事する者に対して、地下タンク等に係る点検技術の修得を目的とする講習、さらに当該講習修了者に対して、定期的な講習を実施

（2）点検を業とする者に対する点検事業者認定

点検事業者の事業体制の適正の確認を目的とする点検事業者認定及び定期的な点検事業者再認定を実施

（3）点検実施施設に対する点検済みの表示

上記（2）の認定及び再認定をされた認定事業者が点検した結果、地下タンク等に異常のなかった施設に対して点検済みの表示を実施

2 県危連へ委託する予定の事務

地下タンク等定期点検実施制度の発足に必要な関係規程及び規則については、現在、当庁の指導のもとに全危協準備室において検討中であり、このうち県危連へ委託予定の事務の主なものは次のとおりである。

（1）各県危連へ委託する事務

ア 広報に関する事務

イ 講習受講の申請、認定の申請及び点検済証の交付の申請の受理に関する事務

ウ 認定証及び点検済証の交付に関する事務

エ 講習修了証及び認定証の再交付に関する事務

（2）講習実施地の県危連へ委託する事務

ア 講習会場の管理に関する事務

イ 講習修了後の修了考査の管理に関する事務（採点事務を含む。）

ウ 講習修了証の作成、交付に関する事務。

地下タンク等の点検

実施結果について

—東京消防庁資料より—

この資料は、昭和60年から2ヶ年間にわたり実施した点検結果について、東京消防庁がまとめたものである。

1. 実施結果

東京消防庁の定期点検の推進計画に基づき、昭和61年度までの2ヶ年間に実施した点検実施結果は、表1のとおりである。

表1 点検実施結果

| 製造所等 | 実施対象数 | | 実施率 B/A % | 乳状の認められた施設数 C | 異状発生率 C/B % |
|--------------|-------|------|--------------|------------------|----------------|
| | A | B | | | |
| 給油取扱所 | 3520 | 2358 | 67.0 | 163 | 6.9 |
| 地下タンク貯蔵所 | 5814 | 3485 | 59.9 | 466 | 13.4 |
| 一般取扱所（給油灯） | 1774 | 1159 | 65.3 | 19 | 1.6 |
| 一般取扱所（小口詰替） | 986 | 669 | 67.8 | 12 | 1.8 |
| その他製造所・一般取扱所 | 48 | 15 | 31.3 | 2 | 1.3 |
| 総数 | 12142 | 7686 | 63.3 | 512 | 6.7 |

2. 施設区分別異状の発生状況

昭和61年度までの過去2ヶ年に点検を実施した7,686施設のうち、何らかの異状が認められた施設は、512施設で点検を実施した施設に対する割合は6.7%にあたる。

3. 部位別異状の発生件数

異状の認められた512施設を異状発生部位別に見ると通気管が252件と最も多く、次に吸油管133件、注油管125件、返油管94件の順となっている。（図1参照）

安全が見える窓つき またひとつ超えました。



■島田ポンプ株式会社

本社／〒544 大阪市生野区小路東5-5-20 Tel(06)751-1351㈹
営業所／東京・大阪・名古屋・仙台・福岡・高崎
静岡・富山・広島・松山・札幌・旭川

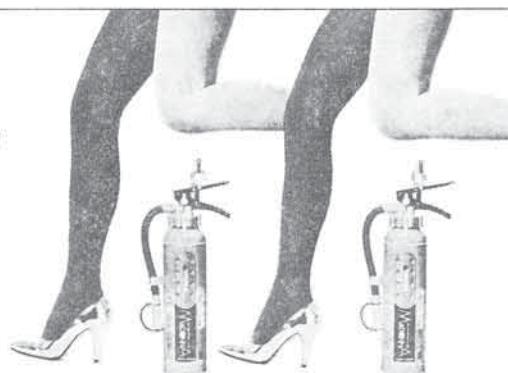
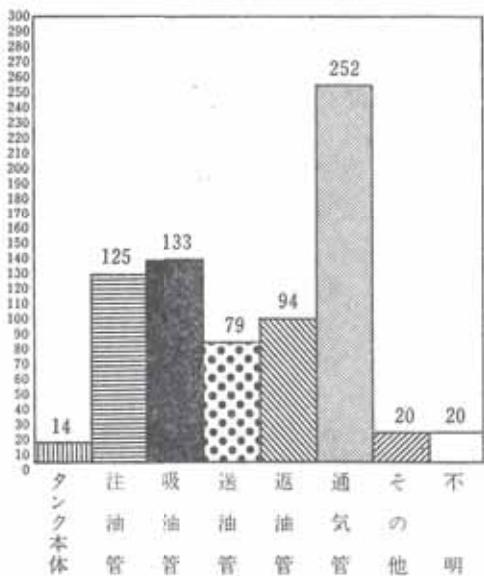


図1 部位別異状発生数



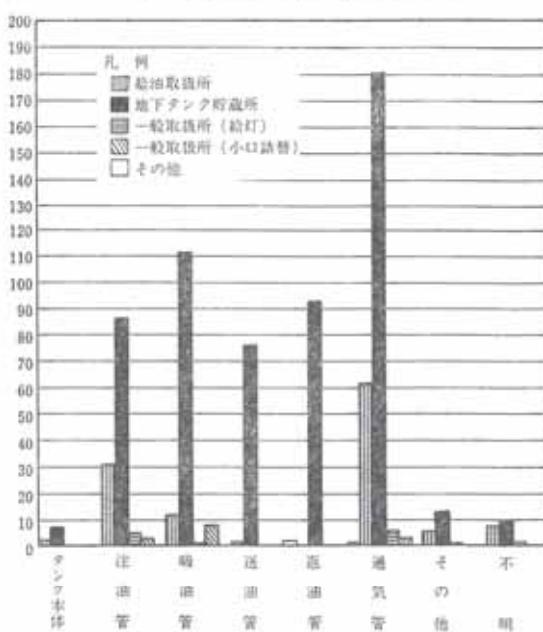
注) 1施設で、注油管、吸油管等複数の部位に異状が認められたものについては、それぞれに加算した。

タンク本体に異状が認められたものは、14件と最も少ない。(配管のみの気密試験を実施している施設もかなりあると思われるが、タンク本体に異状が少ないと即断できない。)

異状があった部位を施設区分ごとに見ると、地下タンク貯蔵所についてはほかの施設に比べ配管の埋設距離が一般的に長いことから腐食環境が広範囲となり、異状の発生率が高くなるものと考えられる。(図2参照)

気密試験の方法については、報告のあった512施設のうち加圧試験で実施したもの283施設、減圧試験で実施したもの229施設で、ほぼ同数であるが、営業用給油取扱所ではほとんど微減圧方式による試験が行われている。

図2 施設区分ごと部位別異状発生数



4. 経過年数別異状の発生状況

経過年数別に異状の認められた施設の状況を図3に示した。

これによると許可後13年を経過した施設に異状が最も多く見受けられる。

また、経過年数が15年を越えるに従い異状の認められる施設件数は減少していく傾向にある。これは地下埋設配管の老朽化あるいは事業計画の変更等によって何らかの型で改修、廃止などが行われているものと思われる。そのことが年数の経過とともに発生件数が減少する理由であろうと推察される。



暮らしに安心と安全をお届けする

屋内外消火栓設備

スプリンクラー設備

ドレンチャー設備

泡消火設備

ガス消火設備

粉末消火設備

自動火災報知設備

避難設備

創業30年の実績と経験で信頼していただけ
防災のことならサンワにお任せください

あらゆる消防設備・設計・施工・保守・点検

株式会社 三和商会

本社 大阪市西区京町堀2丁目1番17号

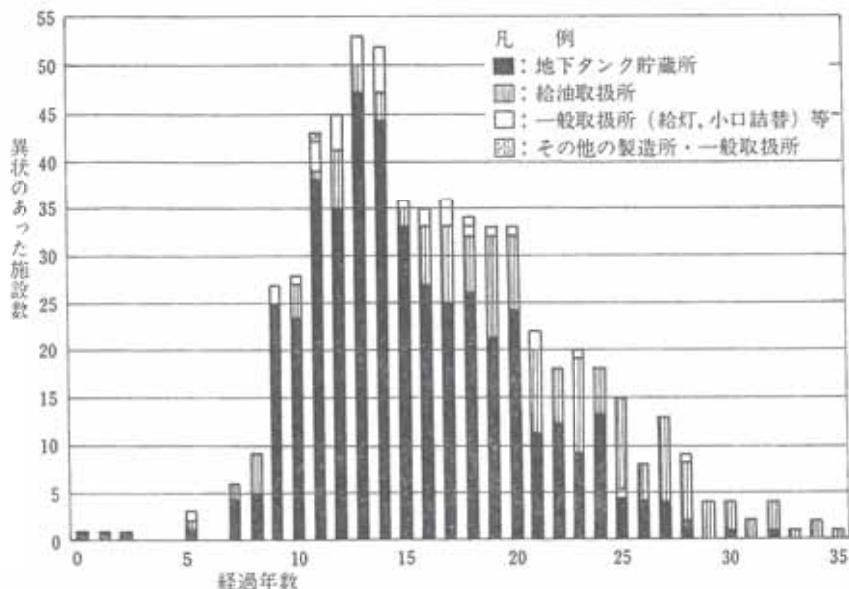
〒550 電話(06) 443-2456(代)

平野営業所 大阪市平野区長吉出戸2丁目4番6号

〒547 電話(06) 707-3341



経過年数からみた異状発生件数（昭和60年4月1日～62年3月31日）



危険物施設の事故例

ローリー充填作業中、薬傷

昭和62年10月、大阪市内の製造所において、粗クレゾール酸をタンクローリーへ充填作業中、誤って運転手が頭上から粗クレゾール酸を浴び薬傷する事故が発生した。

【事故の概要】

粗クレゾール酸は、製造所に付属の20号タンク (33kℓ) からポンプ、バルブを経て、ステンレス製フレキシブルチューブ (40A、3m) からローリーのマンホールへ注入されるようになっている。

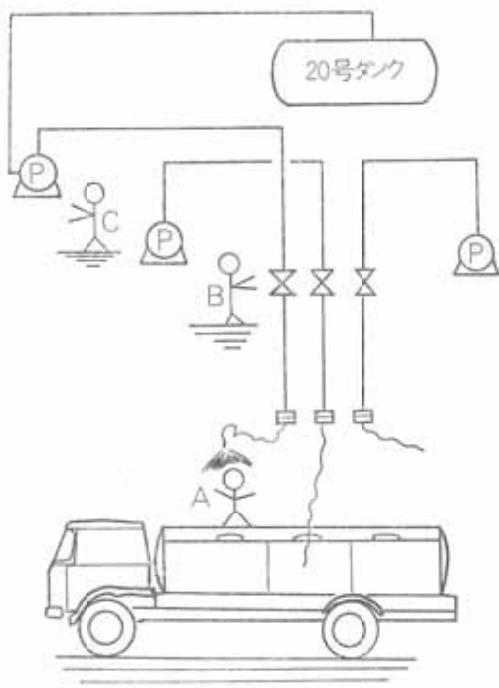
事故当日の作業はタンクローリー運転手A、バルブ開閉員Bポンプ運転手Cの3名により行われた（別添図参照）

最初、Bがローリー充填場にあるフレキシブルチューブ3本 (F1、F2、F3) のうちF1をフックから外すべきところ、誤ってF2をフックから外した。

AはそのF2をローリーのマンホールに投入した。Bはバルブを開にし、準備完了をCへ合図した。Cはポンプを始動し、その後に頭上有るF1から粗クレゾール酸（常温）が流出し、Aにかかった。

Aは大声で助けを求め、ローリーより降りて服を脱ぎ、

近くの水洗場で身体を洗浄したが顔面及び背中に2度の熱傷をうけた。



事故当時の作業概要図

〔問題点及び対策〕

- ① フレキシブルチューブからバルブまでの配管を油種別に色塗りし、誤認防止をはかる。
- ② バルブ及びフレキシブルチューブに油種を明示する札をつける。
- ③ 3本のフレキシブルチューブを頭上に設置するのではなく、下部へたらす方式とする。
- ④ ローディングアーム等の可動範囲の定まった配管による注入方法を検討する。
- ⑤ 作業標準の整備及びその内容を遵守する。
- ⑥ その他

〔参考〕

クレゾール酸とは工業用クレゾールの商品名で、O-、m-及びP-クレゾールを主成分とし、これにフェノール、キシレノール等が若干含有しているものという。なお、O-クレゾール（融点30°C、引火点81°C）及びP-クレゾール（融点86°C、引火点86°C）は準危険物の第2種引火物、m-クレゾール（融点11°C、引火点36°C）は危険物の第3石油類に該当し、いずれも皮膚、目にふれるとひどい火傷をおこす。

危険物設備の設計・施工 保安点検・検査

設備の安全を創造する ①新栄プラント建設株式会社

本社 大阪市南区南船場2丁目7番14号
〒542 (大阪写真会館)
電話 大阪(06) 271-5588(代)

62年度 保安講習終わる

次回は、7月頃から

62年度の危険物取扱者保安講習が、2月26日(大阪会場)の講習をもって終了した。62年度は、大阪、堺、茨木、など28会場で6,631名の受講者があった。

63年度の保安講習については、現在計画中であるが、7月頃から府下延三十数会場で実施の予定である。また、①給油所、②タンクローリー、③石油コンビナート、④その他、とする業種別会場も予定されている。

受講希望者は、受講申込書(所定の往復はがきで4月頃各消防本部で配布)を送付されたい。

なお、受講申請者への受講日及び申請日の決定通知(返信用ハガキ)は受講日のおおむね1ヶ月前となり、その時期まで申込書は専門会議で保管されているのでご注意いただきたい。

保安講習受講周期短縮される

5年から3年に

自治省消防庁では、昭和62年3月31日付で「危険物の規制に関する政令」、4月20日付で「危険物の規制に関する省令」の一部改正を行った。その結果、62年5月1日より取扱作業に従事している危険物取扱者の受講周期が5年から3年に短縮され、受講手数料も2,700円から4,000円になった。

経過措置等は、次のとおりである。

① 5月1日よりも前に危険物取扱作業に従事した者の

消防点検は…マルナカ



**マルナカは、社会に「安心」を
提供する防災のプロフェッショナルです。**

大阪本社 〒530 大阪市北区中崎西4丁目2番27号 TEL (06)371-7775(代)

東京本社 〒113 東京都文京区本駒込5丁目73番5号 TEL (03)944-0161(代)

神戸マルナカ 〒653 神戸市長田区東尻池町3丁目4番19号 TEL (078)681-5771(代)

受講期限は、従事した日から1年以内で、ただし、従事した日から4年以内に免状の交付を受けている場合は、交付日より5年以内に受講すること。

- ⑥ 5月1日よりも前に保安講習を受講している者は、受講日より5年以内に受講しなければならない。
- ⑦ 5月1日以降に危険物取扱作業に従事した者の受講期限は、従事した日から1年以内で、ただし、従事した日から2年以内に免状の交付を受けている者は、交付日より3年以内に受講しなければならない。
- ⑧ 5月1日以降に講習会を受講した者で継続して危険物取扱作業に従事している場合は、3年以内ごとにこの講習を受講しなければならない。
- ⑨ 受講手数料が2,700円から4,000円に変更された。



取扱者免状交付諸手続の窓口

4月1日より試験センターに

府下における危険物取扱者免状、消防設備士免状の諸手続（①交付②再交付③書換）の業務は従来から大阪府消防防災課で行なって来たが、昭和63年4月1日より消防試験研究センター大阪府支部（大阪市東区、電話06-941-8430）で行なわれることになった。諸手続の窓口が変わるので関係者は注意されたい。

〔参考〕危険物取扱者免状の場合

| 手続き 持参するもの | 再交付 | 書換 | 再交付 +書換 | 摘要 |
|--------------------|--------|------|------------|--|
| 免 状 | △*1 | ○ | △*1 | *1. 汚損・ 破損のとき持参 |
| 写 真 (縦4×3cm) 2枚 | ○ | | ○ | |
| 戸籍抄本 1通 | △*2 | ○ | ○ | *2. 本籍地の確認のため再交付の場合 は運転免許証又は、住民票(本籍地記入のもの) で可能 |
| 印鑑(免状取得者もの) | ○ | ○ | ○ | |
| 手数料(大阪府証紙) | 1,000円 | 500円 | 1,500円 | |

●消火器

シームレックス
中性強化液消火器

●家庭用防災用品

天ぷら油
火災警報器
●てきおんくん

台所用簡易
自動消火装置
●キッチン
エース

●自動消火器

パッケージ型
自動消火システム
●アミュレイ

フルオート消火システム
●キャビネット

△△△ 防災商品
ア・ラ・カ・ル・ト

——ご家庭から産業界まで幅広く活躍——

消火器・消防装置の総合メーカー

株式会社 初田製作所

本社工場/大阪府枚方市招提田近3-5 〒573 TEL (0720) 56-1281㈹
大阪支社
〒555 大阪市西淀川区千舟1丁目5番47号 ☎ (06) 473-4870

危険物取扱者養成講習ご案内

昭和63年度第1回危険物取扱者試験実施に際し、受験者の予備知識向上のため、次のとおり受験準備講習会を開催いたします。

1. 日時・会場

| 種別 | 講習日 | 時間 | 会場 |
|-----------|--|------------|--|
| 甲種 | 5月20日(金)、5月23日(月) 5月25日(水) | 9時30分～16時 | 大阪府商工会館 (地下鉄本町駅ヨリ5分) |
| 乙種 第4類 | 1期 5月17日(火)、5月26日(木) | 9時30分～16時 | 大阪府商工会館 |
| | 2期 5月18日(水)、5月27日(金) | 9時30分～16時 | 大阪府商工会館 |
| | 3期 5月24日(火)、5月25日(水) | 10時～16時30分 | 堺市立勤労会館 (高野線堺東駅ヨリ13分) (阪堺線宿院駅ヨリ6分) |
| | 4期 5月11日(水)、5月12日(木) | 9時30分～16時 | 茨木市商工会館 (茨木駅ヨリ約13分) |
| | 5期 5月19日(木)、5月26日(木) | 10時～16時30分 | 豊中市民会館 (阪急曾根駅ヨリ3分) |
| | 夜間コース 5月20日(金)、5月23日(月) 5月27日(金)、6月1日(水) 6月3日(金) | 18時～20時30分 | 大阪府商工会館 |
| | 休日コース 5月15日(日)、5月22日(日) 5月29日(日) | 10時～16時 | 大阪府立労働センター (地下鉄天満橋駅西へ約5分) |
| 丙種 | 6月2日(木) | 9時30分～16時 | 大阪府商工会館 |

2. 受付期間と場所

| 受付場所 | 日時 |
|------------------------------------|---|
| 豊中市消防本部内(阪急宝塚線・豊中駅より南へ5分) 豊中防火安全協会 | 4月25日(月) 午前10:00～11:30 |
| 茨木市消防本部内 茨木市災害予防協会 | 4月25日(月) 午後2:00～4:00 |
| 東大阪市西消防署内(近鉄・小阪駅北へ6分) 東大阪市西防火協力会 | 4月26日(火) 午前10:00～11:30 |
| (地下鉄・守口駅前) 守口消防署 | 4月26日(火) 午後2:00～4:00 |
| 岸和田市消防本部内 岸和田市火災予防協会 | 4月27日(水) 午前10:00～11:30 |
| 堺市消防署内(阪堺線・大小路駅前) 堀防災協会 | 4月27日(水) 午後2:00～4:00 |
| 四ツ橋ビル8階(地下鉄・四ツ橋駅北出口2号) 大阪府危険物安全協会 | 4月22日(金) 午後1:00～4:00 又は 5月6日(金) 午後1:00～4:00 |

3. 夜間コース、休日コースの申込方法

夜間(定員60名)、休日(定員100名)コースは電話(06-531-9717)で予約受付、定員に達し次第締切。

4. 受講会費(会費には、各テキスト代を含みます) テキスト不要の場合は甲種は3,000円、乙種は2,000円減額。

| 種別 | 会員 | 会員外 | 備考 |
|-------|---------|---------|---------|
| 甲種 | 13,000円 | 16,000円 | |
| 乙種 | 9,000円 | 11,000円 | |
| 乙種(夜) | 11,000円 | 13,000円 | |
| 日曜コース | 14,000円 | 16,000円 | もぎテスト実施 |
| 丙種 | 4,000円 | 5,000円 | |

註 乙種1.2.3.5.6類受講者は、2種類以上の場合は各2000円増。また、科目免除者はテキストなしで、1種類につき1000円。